○農林水産省告示第八百八十一号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第五十六条の三十四第五号の規定に基づき、令和三年農林水産省告示第二百十三号（家畜伝染病予防法第四十六条の五から第四十六条の二十一までの規定を適用することが適当でないと農林水産大臣が認める病原体を公示する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年六月三日

農林水産大臣　小泉進次郎

本文中「C株」の下に「、vGPE-/PAPeV E^{ns}株及びvGPE-/PhoPeV E^{ns}株」を加える。

○経済産業省告示第八十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年六月三日

経済産業大臣　武藤　容治

番号	名称	住所	
5311	丸住製紙株式会社	愛媛県四国中央市川之江町八百二十六番地	市区町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間 令和七年二月二十八日から令和八年二月二十七日まで

○国土交通省告示第四百三十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、同条第二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　特定社会基盤事業の種類
港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

二　特定社会基盤事業者の名称
三井倉庫株式会社

三　変更前の住所
東京都港区西新橋三丁目二十番一号

四　変更後の住所
東京都中央区日本橋箱崎町十九番二十一号

五　変更年月日
令和七年五月十二日

○国土交通省告示第四百三十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年五月十九日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月三日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―823号	冷却装置の管装置の防滅材	ArmaFlex Ultima	Armacell GmbH	Robert-Bosch-Str. 10, 48161, Münster, Federal Republic of Germany

○四国地方整備局告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月三日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　道路の種類、路線名及び道路の位置
一般国道　三十二号　　徳島県三好市池田町ウヱノ三一一〇番地一地先から高知県高知市介良地先まで
〃　百九十二号　　徳島県三好市池田町ウヱノ三一一〇番地一地先から愛媛県西条市福武甲四五九番地一地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名　東京大学地震研究所　所長　古村　孝志
住所　東京都文京区弥生一丁目一番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　令和七年五月八日から当該協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年六月三日

九州地方整備局長　森田　康夫

一　施行者の名称　長崎県

二　都市計画事業の種類及び名称　長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）道路事業一・四・四号長崎時津縦貫線及び三・一・百四十二号浦上川線

三　事業施行期間　自令和七年六月三日至令和十九年三月三十一日

四　事業地
収用の部分　長崎県長崎市茂里町、松山町、城栄町、油木町、江里町、西町、葉山二丁目及び滑石二丁目地内
使用の部分　長崎県長崎市油木町、江里町、緑が丘町、西町、錦三丁目、若竹町、岩屋町、虹が丘町、大園町、葉山二丁目及び滑石二丁目地内

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月三十日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
航空法等の一部を改正する法律
保険業法の一部を改正する法律

議案提出

五月三十日委員長から提出した議案は次のとおりである。

ギャンブル等依存症対策基本法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）

議案送付

五月三十日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

行政書士法の一部を改正する法律案
又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案
資金決済に関する法律の一部を改正する法律案
社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案

議案通知書受領

五月三十日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
航空法等の一部を改正する法律案
保険業法の一部を改正する法律案